二一港湾産別春闘たたかう運動方針確立！

第一三回中央委員会リモート開催

全国港湾は、コロナ禍により二月九日（火）午後から第一三回中央委員会をオンライン参加によるリモート形式で開催した。

委員会は、議長団に佐竹義昭（大港労組）、石渡周二（検数労連）の両中央委員に要請し、二〇秋年末闘争の主な取り組み経過（第一号議案）、二一春闘方針（第二号議案）、二一春闘要求書案の文書による審議を行い、全ての議案について満場一致で採択した。

中央委員会開催について当初は、中央執行委員、中央委員及び若手のオブザーバの参加で出席人数を絞り、従前通り豊橋市「シーパレス リゾート」に於いて開催する事が予定されていましたが、一月七日に政府が緊急事態宣言の発令を行った事を受け、一月十二日の第六回中央執行委員会で検討を行い、疫病感染拡大・大規模自然災害など緊急事態に対応する規定として『緊急特例措置』を新たに連合会規約に設ける。また、委任状の措置を設ける事を、第一四回定期大会で決定する。この効力は第一四回定期大会で事後承認を得る事を前提にするものの、新型コロナウイルス感染防止とその状況に鑑み、当面する第七回中央執行委員会及び第二三回中央委員会から施行する事が確認され、オンラインによるリモート開催とし、文書による質疑を行うことを確認された。

その確認により、中央執行委員と議長団が、予めPCR検査を実施、その結果を受けシーパレスに参集、単組及び十五地区港湾の中央委員に対しては、各地でのリモート参加とし、事前に「委任状」、「議決権行使書」及び「事前意見・質疑」の提出を求め、質疑応答を行わずに寄せられた議案に対する質疑に対し、議案提案と同時に答弁する形式で行われた。

委員会開催にあたり冒頭、コロナ禍に対応する措置として中央委員会の開催について、玉田書記長が提案を行い、緊急特例措置規程（第一四回定期大会にて事後承認）を暫定的に適用する事、また、中央委員より事前に、委任状（四十四通）、議決権行使書（四十四通）の提出があり、これを承認し、今中央員会が満場一致で開催される事を確認した。

その後、真島中央執行委員長代行が開会挨拶を行い「私達の職場は、リモートの環境にはない。このコロナ禍の状況に於いて医療、ライフライン、食料品を含め、港湾労働者の位置付が極めて重要な時期に来ている。だからこそ二〇二一年春闘は、普通に生活ができる賃金の引き上げ。職場が安全・安心して働ける環境作り。そのために港湾春闘に臨んでいかなければならない」等と述べ、資格審査報告に移り、全ての中央委員四十四名の委任状、議決権行使書及び議長団一名、中央執行委員三十三名の出席により委員会の成立を確認した。

引き続き、中央執行委員会を代表して柏木中央執行委員長が挨拶を行い、玉田書記長が、第一号議案と第二号議案及び二一春闘要求書案を、事前に提出されている意見に対する答弁を兼ねて一括で提案した。

その後、産別最賃に係る東京都労働委員会での証人尋問の経過報告を糸谷顧問が行った。また、竹内副委員長が提案の補足を行った。

事前に提出された意見・質疑では、基本的に原案を支持・補強する立場から、港湾労働法の全港・全職種適用の課題、石綿損害賠償訴訟への支援、RTG自動化への対応、石炭火力発電所の休廃止問題、関連職種の労働環境整備、指定事業体課題など多岐にわたった。また、各単組書記長が単組での二一春闘の取り組みなどの報告と決意表明を行った。

その後、柏木委員長の総括答弁を受け、中央執行委員会提出議案と要求書の採択に入り、議長から提出された議決権行使書に基づき、全ての議案に賛成である事の報告があり、提案された議案が満場一致で承認された。

委員会の最後は、遠藤副委員長の閉会挨拶の後、柏木委員長の一団結ガンバロー」で締めくくった。

柏木委員長 挨拶

皆さんこんにちは。

日頃より全国港湾の運動を積極的に取り組まれていることに対し中央執行委員会を代表し、厚く御礼申し上げます。

さて、第十三回中央委員会にWEB参加いただきました中央委員の皆さん、大変ご苦労様です。

今回の中央委員会は緊急事態宣言が発出されている中の開催となり、通常の形での中央委員会の開催は無理ということで、いろいろ考えた結果、このような形での開催となりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

今、各港の現場では政府からの要請により、国民生活に支障がでないようにということで、通常の勤務体制を要望され、現場ではコロナウイルスに感染しないよう細心の注意を払いながら昼夜の作業本当にご苦労様です。心より敬意を表したいと思います。

このような状況での二一春闘は非常に厳しい交渉になると私も覚悟をしておかなければならないというふうに思っておりますが、現場で働く仲間のためにも最善の回答を引き出す二一春闘にしていきたいという思いで一杯でございます。

この新型コロナウイルス感染症の流行により観光業や飲食業の方々は非常に厳しい経営状況に陥っております。

一方、港湾においても取扱貨物量の減少により厳しい経営になっていると聞いております。かたや船社は運賃が高騰しており、高収益をあげております。NHKの報道によれば二〇一九年時点で三倍の運賃になっているとのことです。

アメリカではさらに外出禁止ということで、港湾労働者やトラックドライバーの不足から、本船が沖待ちをしているという状況が報告されております。

本日の中央委員会では二〇年の秋年末闘争での取り組みの経過や、二一春闘方針、さらには要求案の予定を申し上げますが、今回は事前に二一春闘方針案を配布し、皆様から頂いたご意見等を勘案して、二一春闘方針等を確定していきたいというふうに思っております。

二一春闘に向けて、執行部が一丸となって団結して頑張って行く決意をこめまして、中央執行委員会を代表しての開会の挨拶に代えさせていただきたいと頂います。

ともに頑張りましょう。

検数労連　石井中央委員

昨年の中央委員会で発言させていただきましたが、これまで、全国港湾検査部会の中で指定事業体課題について、産別方針に沿って指定事業体の運用を『本来の姿』に差し戻すべく検数労連内部で協議を重ねてきました。同時並行して日検企業内労使においても指定事業体従業員の採用に係わる諸課題の解決に向け、努力してきました。その結果、今日までに二〇〇名以上を日検に採用するに至っています。採用の背景には、全国港湾検査部会が果たしてきた役割や運動の成果であると確信しています。

引き続き、検数労連としては、産別方針に沿って指定事業体を『本来の姿』に戻すべく同従業員の本体への採用に力を尽くしていきます。また、現在、労使検数検定小委員会が停滞したままの状況が続いています。このような状況の克服に向け、二一春闘の中で四検査機関が足並みをそろえて協議に入れるよう強く協議を重ねていきます。

JAL不当解雇撤回闘争について、日航不当解雇事件が発生してから十年が経過し、解雇撤回に向けた運動全体に対する取り組みに鈍さが見え隠れしてきた感は否めません。とりわけ、過日開催された中央委員会では、糸谷前中央執行委員長の間に立ってバランスをとってきたのが立ての立場を堅持する全国港湾であると思います。

このような考えに立った場合、全国港湾が支援共闘会議の中で果たしている役割は極めて大きなものがあると確信しています。引き続き、全国港湾としては、支援共闘会議の共同代表に名を連ねながら解雇撤回に向けて奮闘していくよう求めます。

日港労連　正木中央委員

関連職種の労働環境整備について、二〇春闘協定書には、関連職種において第三項『関連職種においては、各社縦割りでの協議を行い、早急に実現できるよう努力する』とうたっており、竹内副中央執行委員長に全国港湾関連対策委員長としてご尽力して頂いておりますが、三月三十一日までには、履行されますよう要請しますので、よろしくお願い致します。

関門港湾　草本中央委員

非常事態宣言が出ている中の中央委員会開催で苦労様です。

関門港湾として、中央委員会議案書の第一号議案、第二号議案は賛成いたします。

その他要望として、委員会等リモートで開催するにあたりノートパソコン一台で複数人が参加するのには無理があるため、今後の事を見据えテレビモニター等の準備を致しました。地区港湾としては予算も限られていることもありますので、設備準備の補助を増やして頂きたいと考えています。よろしくお願いいたします。

四国港湾　元木中央委員

石炭火力発電所の休廃止問題について、『脱炭素』の政策について、管政権だけの政策ではなく、ほぼ全ての政党が温室効果ガス排出削減に伴う石炭火力発電所の休廃止をマニフェストや賛同している。

四国では、全港湾四国地方本部が四国選出の野党議員六名に要請行動を取り組み、現状と起きうる問題について説明を行った。

全国港湾としても、この政策に対する港湾労働への影響について、関係省庁へも申し入れを行っているが、前述したように政治・政策による港湾労働者の雇用問題もあるので、政党への要請も取り組むべきだと思う。

神戸港湾　磯田中央委員

神戸港での登録日雇い労働者の石綿損害賠償訴訟の報告とおれ、及び今後の支援について発言したいと思います。

昨年八月五日神戸地裁での不当判決による敗訴から四ヶ月、十二月二十四日に第一回目の控訴審が、大阪高裁で午前十時から開廷されました。この裁判には原告・支援を含めて、約二十人が結集しました。神戸港湾からも四名の動員で臨みました。

裁判長は控訴理由書などの提出書類の確認と、原告側からの新たな反論書面の提出日などを確認後、原告側が求めていた二名の証人尋問を了承することを表明しました。S氏は一審でも証言し、採用は難しいのではないかと予測されていましたが、認められました。次回の第二回公判は二〇二一年二月十九日。T氏も含め、二名の証人尋問を中心に午前十時から十二時までの二時間が予定されています。

裁判を前にして、私たちは緊張した空気の中にいました。原告側弁護団の説明によると、控訴審の場合は一回で結審すると八割以上の確立で分が悪いと聞いていたからでした。弁護団からは証人尋問の承認など審議する姿勢ありとして評価し、勝利に向けてさらに準備を進めていきたいとの発言がありました。支援の側からは、神戸地裁の不当判決を許すわけにはいかない。登録日雇い労働者への差別を許さず、港湾産別運動の名誉をかけて最後まで闘い抜こう、との発言がありました。

登録日雇い労働者の二重族が当時従事させていた二企業を相手に全国初の損害賠償訴訟を神戸地裁に行ったのは二〇一七年九月十二日でした。二〇二〇年八月五日、神戸地裁の泉薫裁判長は死亡した二人が石綿荷役に従事した直接的な証拠資料から日数を試算しました。

その結果、Kさんは七日、Yさんは十五日という二〇年間一就労という、港湾の労働システムを知るものから見れば、とんでもない不当認定をしたのでした。『労災認定基準にある一年に届かない』として、監督署による労災認定の事実と同僚証言を否定するまさに不当判決でした。この裁判は今後の日雇い港湾労働者のあ術スト被害補償問題だけでなく、常用被災者にも影響を与えるものです。

二〇二一年の集団調停では、相手企業は『登録日雇いが自社で働いた記録がない。確認できない。石綿荷役は自社の社員にさせていた』と言わず、和解のテーブルに着いたものでした。今回の訴訟でもK社は『前回の和解額の水準になるのか』と打診したりもしていましたが、前回と比較すると『労使ともに被害者から、使用者は加害者』の性格を強めていると言えます。しかし、労使共に被害者として、『制度的被災者に対し、制度的救済―凹滑な解決』は追求されるべきです。港湾労使に取って裁判は、最良の手段ではなく、主体的ではないのです。

全国港湾・神戸港湾の支援は原告・弁護団・支援者を支え、勇気つけています。今後も産別的解決のために、ご指導ご鞭撻のほどお願いします。

大港労組　赤松中央委員

二〇二一春闘方針（案）P五十四（四）『仕方がない』を脱却してについて、非常に共感・感銘を受けました。現場の仲間は『コロナ禍』方改革』更には『働き・労働環境の中、日々業務をこなしています。自分も単組執行部・支部を代表して活動しているものとして、確かに仲間の中には『仕方がない』と思っている者も存在しているでしょうが、交渉を行う限り常に前向きな交渉を行う姿勢で臨んでいくべきと考えています。

『今こそ労働組合の出番』

大港労協　三宅中央委員

大阪港を中心とした意見となるが、この問題は大阪港と神戸港にとって喫緊の重要課題である。大阪港から見ると港湾労働法の適用範囲は西側に位置する神崎川までである。そのすぐ隣は尼崎港である。

その尼崎港はフェニックス計画などによる埋め立てが進み、大手ファンド会社、銀行、保険会社などの資本でその広大な土地利用が大規模流通施設などの建設計画で目白押しであり、すでに建設が始まっている。

承知の通り大阪港は東京港と同様に輸入中心の港であり、大消費地を背景に流通加工を伴う荷主・ユーザーは増加傾向にある。

荷主・ユーザーにとって、港湾労働法、事前協議に縛られない尼崎港は使い勝手の良い港であろう。また、内陸では運送料金も安く上がる臨海地区は最適である。当然、労働コストを含む料金問題も大きく関わるだろう。

これは阪神港の問題に止まらず、現在の港湾労働法の適用港（六大港）の近隣港では少なからずこうした問題を抱えているはずである。

二一春闘において、行政交渉・中央団交で一足飛びに全港全職種適用が進むとは到底考えられない。ならば現状から少しでも前進させるためには、主要九港で問題の多い港からでも適用させる段階的な運動・交渉力が必要と思考するが。

また、マルチテナント型・大規模流通施設における港湾労働法の適用と港湾倉庫指定の課題は同時進行でなくてはならない。こうした施設に対して港湾労働法・港湾運送事業法が適用されにくい側面があるとともに、派遣法との関係も重要な問題となる。

港湾倉庫に指定されていない倉庫・物流施設などへ一般派遣による労働者が多数見受けられる現状を如何に改善させていくのか、重要な取り組みと運動の課題ではないか。

柏木委員長 総括答弁

皆さんご苦労様です。

中央委員会の総括答弁としてで、各単組の決意表明を聞いて私が思ったのは、世の中、我慢している人の要求が非常に多いと感じます。自分たちの要求を低くして企業を生かすというような。そんな中で港湾は諦めていないと思いました。

それは何故かと自分なりに解釈すると、現場で働く仲間の声に応えるということが、このような要求に繋がっているのかなと感じました。

先程、玉田書記長から中央委員会に提出された意見・質疑について色々と回答させていただいた訳ですが、事前に出された九名の意見・質疑についても、各単組の決意表明を聞いて私が思ったのは、本来であれば二〇二〇年の四月実施ですが、なんとか年度内に処理するということで、竹内副委員長も言っていました。それぞれ、関連するところが、一年間の猶予をみてやってくれるということです。

名港労協の藤井さんの意見は、確かに家族手当なんかを入れたら、これはもう基準外の賃金です。これを入れて標準者賃金を超えているなんていうのは論外の話です。

全港湾の上條さんの意見の指定事業体の検数の問題も、竹内副委員長が補足で言ってくれた通り、この問題と関連の件が解決しなければ二一春闘は終わらないというような発言もしていきます。

大港労協の三宅さんの意見と四国港湾の元木さんの意見、これらの二つはこの春の中央行動が控えていますので、この中で関係行政官庁に対して、また、それぞれの政党に対して議員要請をしたりして行動していきたいと思っています。

関門港湾の草本さんからの意見でリモート会議についての支援ということなのですが、大した設備がなくても出来るところが、良い所でもあります。意外と手軽な形でも出来ますので、その辺ぜひ相談いただければと思います。

それと、事前の意見では、港湾関連の労働環境整備について、二〇春闘協定書には、関連職種において請しますので、よろしくお願い致します。

関門港湾　草本中央委員

非常事態宣言が出ている中の中央委員会開催で苦労様です。

関門港湾として、中央委員会議案書の第一号議案、第二号議案は賛成いたします。

その他要望として、委員会等リモートで開催するにあたりノートパソコン一台で複数人が参加するのには無理があるため、今後の事を見据えテレビモニター等の準備を致しました。地区港湾としては予算も限られていることもありますので、設備準備の補助を増やして頂きたいと考えています。よろしくお願いいたします。

四国港湾　元木中央委員

石炭火力発電所の休廃止問題について、『脱炭素』の政策について、管政権だけの政策ではなく、ほぼ全ての政党が温室効果ガス排出削減に伴う石炭火力発電所の休廃止をマニフェストや賛同している。

四国では、全港湾四国地方本部が四国選出の野党議員六名に要請行動を取り組み、現状と起きうる問題について説明を行った。

全国港湾としても、この政策に対する港湾労働への影響について、関係省庁へも申し入れを行っているが、前述したように政治・政策による港湾労働者の雇用問題もあるので、政党への要請も取り組むべきだと思う。

神戸港湾　磯田中央委員

神戸港での登録日雇い労働者の石綿損害賠償訴訟の報告とおれ、及び今後の支援について発言したいと思います。

昨年八月五日神戸地裁での不当判決による敗訴から四ヶ月、十二月二十四日に第一回目の控訴審が、大阪高裁で午前十時から開廷されました。この裁判には原告・支援を含めて、約二十人が結集しました。神戸港湾からも四名の動員で臨みました。

裁判長は控訴理由書などの提出書類の確認と、原告側からの新たな反論書面の提出日などを確認後、原告側が求めていた二名の証人尋問を了承することを表明しました。S氏は一審でも証言し、採用は難しいのではないかと予測されていましたが、認められました。次回の第二回公判は二〇二一年二月十九日。T氏も含めて、二名の証人尋問を中心に午前十時から十二時までの二時間が予定されています。

裁判を前にして、私たちは緊張した空気の中にいました。原告側弁護団の説明によると、控訴審の場合は一回で結審すると八割以上の確立で分が悪いと聞いていたからでした。弁護団からは証人尋問の承認など審議する姿勢ありとして評価し、勝利に向けてさらに準備を進めていきたいとの発言がありました。支援の側からは、神戸地裁の不当判決を許すわけにはいかない。登録日雇い労働者への差別を許さず、港湾産別運動の名誉をかけて最後まで闘い抜こう、との発言がありました。

登録日雇い労働者の二重族が当時従事させていた二企業を相手に全国初の損害賠償訴訟を神戸地裁に行ったのは二〇一七年九月十二日でした。二〇二〇年八月五日、神戸地裁の泉薫裁判長は死亡した二人が石綿荷役に従事した直接的な証拠資料から日数を試算しました。

その結果、Kさんは七日、Yさんは十五日という二〇年間一就労という、港湾の労働システムを知るものから見れば、とんでもない不当認定をしたのでした。『労災認定基準にある一年に届かない』として、監督署による労災認定の事実と同僚証言を否定するまさに不当判決でした。この裁判は今後の日雇い港湾労働者のあ術スト被害補償問題だけでなく、常用被災者にも影響を与えるものです。

二〇二一年の集団調停では、相手企業は『登録日雇いが自社で働いた記録がない。確認できない。石綿荷役は自社の社員にさせていた』と言わず、和解のテーブルに着いたものでした。今回の訴訟でもK社は『前回の和解額の水準になるのか』と打診したりもしていましたが、前回と比較すると『労使ともに被害者から、使用者は加害者』の性格を強めていると言えます。しかし、労使共に被害者として、『制度的被災者に対し、制度的救済―凹滑な解決』は追求されるべきです。港湾労使に取って裁判は、最良の手段ではなく、主体的ではないのです。

全国港湾・神戸港湾の支援は原告・弁護団・支援者を支え、勇気つけています。今後も産別的解決のために、ご指導ご鞭撻のほどお願いします。

名港労協　藤井中央委員

RTG遠隔操作に伴う関係労使の確認書の締結時に中央本部役員を含め関係地区港湾の皆様には大変ご苦労様です。

さて、名古屋港においては元請け事業者七社、専属事業者三社、検数事業者二社、労働組合三単組、合計二十五しも及ぶ関係者がそれぞれに締結する他港にはない独特な仕組みで締結作業を進めています。運営会社であるNUCT社は、港運事業者でもなければ労使関係もないとの理由で締結当事者にはなっておりません。ターミナルの作業基準は共同手配を行っているNCTを入れた作業確認書が必要と考えます。

（現在の名古屋港では力関係で業界にNUCT無しで押し切られてしまいます。）二事は他港に比べ一年程早く着工しているので、二〇二一年の十月から順次運用が開始されていく予定ですが、産別協定の作業基準協定に基づいたターミナル作業基準の策定が急がれます。春闘で大変な時期になっていきますが、中央のお知恵とお力添えをお願い致します。

今年度、指定事業体部会を新たに立ち上げ、検査部会から指定事業体問題を分離することで検査部会を再開できるはずですが、その後、どのようになっているでしょうか。

私の記憶するところでは、検数・検定の標準者賃金は家族手当などを導入することによって標準者賃金は上回っていると一部の企業が回答しているが、家族手当は、時間外の算定基礎にはなっていない、まやかしの回答であることは存知の通りだとは思います。

他にも多くの問題が山積されているため、早急に検査部会の再開が必要と考えます。

皆さんご苦労様です。

中央委員会の総括答弁としては、産別方針に沿って指定事業体を『本来の姿』に戻すべく同従業員の本体への採用に力を尽くしていきます。また、現在、労使検数検定小委員会が停滞したままの状況が続いています。このような状況の克服に向け、二一春闘の中で四検査機関が足並みをそろえて協議に入れるよう強く協議を重ねていきます。

JAL不当解雇撤回闘争について、日航不当解雇事件が発生してから十年が経過し、解雇撤回に向けた運動全体に対する取り組みに鈍さが見え隠れしてきた感は否めません。とりわけ、過日開催された中央委員会では、糸谷前中央執行委員長の間に立ってバランスをとってきたのが立ての立場を堅持する全国港湾であると思います。

このような考えに立った場合、全国港湾が支援共闘会議の中で果たしている役割は極めて大きなものがあると確信しています。引き続き、全国港湾としては、支援共闘会議の共同代表に名を連ねながら解雇撤回に向けて奮闘していくよう求めます。

大港労協　三宅中央委員

大阪港を中心とした意見となるが、この問題は大阪港と神戸港にとって喫緊の重要課題である。大阪港から見ると港湾労働法の適用範囲は西側に位置する神崎川までである。そのすぐ隣は尼崎港である。

その尼崎港はフェニックス計画などによる埋め立てが進み、大手ファンド会社、銀行、保険会社などの資本でその広大な土地利用が大規模流通施設などの建設計画で目白押しであり、すでに建設が始まっている。

承知の通り大阪港は東京港と同様に輸入中心の港であり、大消費地を背景に流通加工を伴う荷主・ユーザーは増加傾向にある。

荷主・ユーザーにとって、港湾労働法、事前協議に縛られない尼崎港は使い勝手の良い港であろう。また、内陸では運送料金も安く上がる臨海地区は最適である。当然、労働コストを含む料金問題も大きく関わるだろう。

これは阪神港の問題に止まらず、現在の港湾労働法の適用港（六大港）の近隣港では少なからずこうした問題を抱えているはずである。

二一春闘において、行政交渉・中央団交で一足飛びに全港全職種適用が進むとは到底考えられない。ならば現状から少しでも前進させるためには、主要九港で問題の多い港からでも適用させる段階的な運動・交渉力が必要と思考するが。

また、マルチテナント型・大規模流通施設における港湾労働法の適用と港湾倉庫指定の課題は同時進行でなくてはならない。こうした施設に対して港湾労働法・港湾運送事業法が適用されにくい側面があるとともに、派遣法との関係も重要な問題となる。

港湾倉庫に指定されていない倉庫・物流施設などへ一般派遣による労働者が多数見受けられる現状を如何に改善させていくのか、重要な取り組みと運動の課題ではないか。

全港湾　上條中央委員

コロナ禍にあたりウェブ開催となって直に発言ができない事は非常に残念で仕方ありませんが、私の方から裁判闘争報告と部会について文書で発言させていただきます。

昨年七月二十日に名古屋地裁で言い渡された判決では偽装請負や脱法目的があった。それに我々指定事業体が日々行っている業務は検数そのものだとまで判断しましたが、申し込みみなしについては偽装請負等の違法行為が解消され、派遣契約締結時から一年以内の間に承諾の意思表示がなかったとのことで棄却されました。我々は地裁の判決に納得などできず、申し込みみなしの判断は裁判所の誤断だという想いで名古屋高等裁判所へ控訴しました。

同年十一月六日に第一回の口頭弁論で私は裁判長に向けて日興サービスの従業員は本体企業との大きな格差があり劣悪な労働条件、低賃金だったこと。それに加え地裁での判決が納得できないことなど意見陳述として述べました。現在、高三回定期大会報告書五十六P参照）しているように検査部会から指定事業体を切り離して新たに特化させた部会を立ち上げたのですから、大いに議論できる場を早急に開催させてください。また、昨年（二〇二〇年）定期大会で玉田書記長が答弁（全国港湾第十二